

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―八―九五

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分
は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる傍線部分で
これに対応する改正後欄に掲げる傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

出 産	出 産
-----	-----

別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ～ヲ（略）

ワ 医療職修給表ニ初任給基準表

職 種 (略)	学 歴 免 許 等 (略)	初 任 給 (略)
栄 養 士 管 理 栄 養 士 衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 卒	1級11号俸
	大 学 卒	2級1号俸
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 義肢装具士	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
歯 科 衛 生 士	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸
歯 科 技 工 士	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸

備考

- 1 薬剤師、栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の経験年数(は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事院が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

2・3 (略)

カ・ヨ (略)

出 産

別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ～ヲ（略）

ワ 医療職修給表ニ初任給基準表

職 種 (略)	学 歴 免 許 等 (略)	初 任 給 (略)
栄 養 士 (衛 生 検 査 技 師)	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 卒	1級11号俸
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 義肢装具士 (新 設)	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
診療エックス線技師 義肢装具士	短 大 3 卒	1級11号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1級17号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸
歯 科 技 工 士	短 大 3 卒	1級17号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸

備考

- 1 薬剤師、栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、診療エックス線技師、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の経験年数(は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事院が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

2・3 (略)

カ・ヨ (略)

別表第六 在級期間表 (第二十条関係)

（要）

下
海事職俸給表(一)在級期間表

[illegible]

備考

- 1 (略)
- 2 職種欄の「大型船舶（一種）大型船舶（二種）大型船舶（三種）」の「事務長」、「2等航海士」、「2等機関士」、「2等通信士」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「管理栄養士」若しくは「事務員」又は「中型船舶（一種）中型船舶（二種）」の「1等航海士」、「1等機関士」、「通信長」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「管理栄養士」、「事務長」若しくは「事務員」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準単元の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「10」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。

チ〜ヲ (略)

医療職俸給表(二)在級期間表

職 種	(略)
(略)	(略)
栄 養 士 主 理	(略)
(略)	(略)

備考

- 1 職(略)
- 2 職種別の「栄養士」、「管理栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」、「言語聴覚士」、「義肢装具士」、「歯科衛生士」又は「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2. 5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。
- 3 ~ 6 (略)

別表第六 在級期間表(第二十条関係)

（畧）

下
海事職俸給表(一)在級期間表

職 種		(略)
船舶の種類	職 名 (略)	(略)
大(一)型船舶 大(二)型船舶 大(三)型船舶	航海機関士 航海機関士 航海機関士 (略)	(略)
中(一)型船舶 中(二)型船舶	航海機関士 航海機関士 (略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 職權欄の「大型船舶（一種） 大型船舶（二種） 大型船舶（三種）」の「事務長」、「二等航海士」、「二等機関士」、「二等通信士」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」若しくは「事務員」又は「中型船舶（一種） 中型船舶（二種）」の「一等航海士」、「一等機関士」、「通信長」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「事務長」若しくは「事務員」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者については「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。

チ〜ヲ (略)

医療職俸給表(二)在級期間表

職 種	(略)
(備考)	(略)
栄 (新 養 設 士)	(略)
(備考)	(略)

備考

- 1 職種欄の「栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」
2 「臨床工技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」又は「言語聴覚士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲載の学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職階の級2級の欄中「2.5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。